

建設発生木材の再資源化施設

受入会社名	所在地	木くず1	木くず2	受け入れ条件	処理能力 (t/日)	保管容量 (m3)	備考
1 吾妻商事(有)	岩美郡岩美町浦富3081-21	○	○	木くず1: 8m3/台 (10t ダンプ) 木くず3: 伐根材、泥落として搬入	564	1,208	
2 ㈱田中組	岩美郡岩美町浦富字大清水堤谷539-1	○	○	木くず3: 伐根材、竹根	7.4	28.5	
3 有森本組 (湖山施設)	鳥取市湖山町東2-245	○	○	木くず1: はり、柱、幹、パレット 木くず2: 枝葉、竹、伐根 木くず3: 根かぶ土付	22	41.7	
4 ㈱原田建設	鳥取市数津62-2	○	○	木くず3: 伐根材	100	518	
5 千代興業(有)	鳥取市上原字荒神原489	○	○	木くず3: 伐根材、竹・竹根	3.4	34.8	
6 有アセスメント カンパニー	鳥取市港町62-3、62-6	○	○	木くず3: 伐根材	42.44	952	
7 有マルヤス産業	鳥取市古海259-7	○	○		2.4	16.69	
8 ㈱白兔環境開発	鳥取市千代水4丁目40番地	○	○	木くず3: 伐根材、竹は受入不可	239	649	
9 因幡環境整備㈱	鳥取市用瀬町美成774M 327-5	○	○	木くず1・2: 350cm以下、 木くず3: 伐根材、竹根	220	270	
10 ㈱I企画	鳥取市下砂見字柴山 1193番2	○	○	木くず3: 伐根材	30	162	R02.07.13追加
11 ㈱クラエー	倉吉市鴨川町30-1	○	○	木くず1・2・3: 200cm以下 木くず2: 付着物が無いこと 木くず3: 伐根材、土砂等の付着物が無いこと	7.4	104.7	
12 ㈱アオキ建設	倉吉市関金町郡家地内	○	○	木くず1・2: 異物混入不可 木くず3: 伐根材、異物混入不可	84.7	560	
13 三朝環境リサイクル (株)	東伯郡三朝町大字福山 217番地			受入休止			
14 ㈱赤碓清掃	東伯郡琴浦町大字八幡 字念佛面174-5	○	○	木くず1・2・3: 異物混入不可 木くず2: 200cm以下 木くず3: 概ね200cm以下 木くず3: 伐根材、土砂除去	57.6	471.80	
"	西伯郡大山町石井垣字 向山332-1	○	○	木くず1・2・3: 異物混入不可 木くず2: 200cm以下 木くず3: 概ね200cm以下 木くず3: 伐根材、土砂除去	424	1,192.79	
15 ㈱赤松産業	西伯郡大山町殿河内字 池ノ峰1060-1 (移動式)	○	○	木くず3: 伐根材	720	814	
16 ㈱丸福	米子市淀江町小波字泉 原432番地74他6筆	○	○	木くず1: 柱・梁は受入れ可 木くず2: 泥が混入の場合、引取不可 木くず3: 伐根材、泥を落としたもの	55.2	1,492	
17 有大成商事	米子市夜見町新開2921-2	○		40cm(直径)以下、長さ6m以下 木くず2: 受入休止(2020年1月~) 木くず3: 伐根材、受入休止(2020年1月~)	160	360	
19 有サクセス	米子市大篠津町3199	○	-	不純物混入不可	6.96	135.73	

建設発生木材の再資源化(その2)

受入会社名	所在地	木くず1	木くず2	受け入れ条件	処理能力 (t/日)	保管容量 (m3)	備考
20 環境緑地㈱	境港市西工業団地67-2	○	○	木くず2：土砂付着可 木くず3：伐根材（大きさ問わず、土砂付着可）	18.4	461	
21 (有)山陰エコシステム	境港市中海干拓地456	△	○	木くず1：条件等を事前相談の上決定 木くず3：伐根材、根は直径60cmまでの幹についたもの、泥・砂・土・小石等を除去したもの	6	228	
22 (有)トータルサービス	日野郡日南町花口字荒田1920	○	○	木くず2：枝木は「m3」受入のみ。 木くず3：伐根材 異物混入不可	9	48	旧名：(有)西村建材
23 ㈱創環	西伯郡南部町寺内604-1	○	○	木くず3：伐根材 土砂・石等落とす事。	200	74.66	
24 山陰丸和林業㈱	日野郡日南町下石見字柳ヶ谷山1829-96 (移動式)			木くず1・2：枝・根は受入休止。幹は別途相談。	240	666.7	(施設保管場所) 境港市昭和町29
25 ㈱赤松産業	日野郡日野町貝原13-1 (移動式)	-	○	木くず2・3：泥付は不可	415.872	315	
26 ㈱ティー・エム・エス	西伯郡南部町高姫字奥井坂1089-28 (移動式)	○	○	木くず1・2：径30cm以下、長さ4m以下 木くず3：伐根材、泥を落としたもの	180	1.330	(施設保管場所) 西伯郡南部町高姫字奥井坂1090番5

注) ・木くずについては次のとおりとする。

木くず1：家屋等解体に伴い発生したもの

木くず2：樹木くず（泥を落とし、伐根材は径30cm未満とする。）

木くず3：その他